

第 1037 回教育委員会 会議録

平成 29 年 2 月 16 日

14:00～16:00

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1037 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 平成28年度山形県公立高校生のボランティア活動実態調査について、文化財・生涯学習課生涯学習振興室長より報告願います。

<生涯学習振興室長>

それでは、高校生のボランティア活動実態調査の資料を御覧いただければと思います。

まず、調査の概要ですが、対象者は県内公立学校全日制の全ての3年生7,102名でございます。そのうち回答者は6,911名で回答率は97.3%でした。調査期間は平成28年9月中旬から11月上旬で、各高校でホームルーム等を利用して回答していただき、県青年の家と生涯学習振興室で調査のまとめを行いました。

調査結果について、資料2ページから御説明申し上げたいと思います。

まず、高校生のボランティア活動は、学校で行うもの、例えば学校行事や生徒会、または専門学校の出前授業、部活動で行うものと、その他のYYボランティアサークルや地域で活動する学校以外のものがございしますが、こちらのボランティア活動経験者率は、学校の内外を問わず高校1年から3年までの在学中にボランティア活動を経験した生徒の割合でございます。

概要は点線の枠内にまとめておりますが、平成28年度の経験者率は78.5%と昨年度から5%のマイナスとなりました。地区別に見ますと、西置賜、酒田飽海、西村山、東南置賜に住んでいる生徒の経験率が高い結果となりました。

3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは学校の活動における経験者率です。結果は 72.7%と昨年度から 6%のマイナスとなりました。この学校における活動の減少分が先ほど御説明した全体の経験率を下げた要因となりました。

地区別に見ますと、西置賜や西村山の学校の生徒が高い結果となりましたが、表の 12 を見ていただくとわかりますが、地区によりかなり差がありますので、来年度は低い地区の学校に対してボランティア活動の実施の要請を行いたいと思います。

また、表 13 には学科ごとの結果も示しておりますが、総合学科や農水産学科に所属する生徒が高い結果となりました。

続いて 4 ページを御覧ください。

これは学校以外における経験者率です。今年度は 33%で、高校 3 年生の 3 分の 1 の生徒が学校以外でボランティア活動を経験したことになります。ここ数年間、少しずつではございますが増加しております。YY ボランティアサークルなどの活動の成果が出ているのではないかと思います。

次に、ボランティア活動の分野について御説明します。

表紙に戻っていただきまして、こちらの表紙の一番下にボランティア活動の分野をまとめております。環境整備はごみ拾いや除草、清掃などで文化振興は伝統芸能や祭り、イベント等への参加です。これらの結果について 5 ページにまとめておりますので、5 ページを御覧いただければと思います。

全体としてごみ拾いなどの環境整備が最も高い結果となりました。また、男女別に見ますと、福祉介護や子育て支援は女子で高く、環境整備が男子で高くなっております。また、学校内、学校外とも環境整備が最も高くなっておりますが、学校外の活動を経験した生徒は環境整備だけでなく、福祉介護や子育て支援、文化振興などのさまざまな多様な活動を経験しております。

続いて、高校生が関心を持つボランティア活動です。8 ページになります。

こちらにも男女で関心が異なっており、男子は環境整備、体育振興が高く、女子は子育て支援、文化振興、福祉介護の関心が高い結果となりました。

9 ページを御覧いただきますが、こちらのグラフ 25、ここでわかりますことは、ボランティアを経験した分野への関心が高まる傾向が読み取れます。福祉介護や子育て支援などはボランティア活動による関心の高まりがその後の進路選択にもつながりますので、キャリア教育の観点からもボランティア体験を推進してまいりたいと思います。

最後に、全体の調査結果からの課題として、全ての高校生が在学中に最低 1 回はボランティア活動を経験するために、ボランティア活動に取り組んでいない高校に対して実施を要請してまいりたいと思います。

また、生徒が学校以外でも自主的にボランティア活動に取り組むためには、小中学校のときからボランティア体験を行い、地域の方々から褒められ、自己有用感を育成する機会、そういったものを増やすことが必

要だと思えます。

各中学校でもボランティア活動を積極的に行っていますが、生涯学習振興室では中学生ボランティアセミナーを実施しております。これは夏休みに県内4地区で1泊2日のセミナーを開催し、今年度は186名の中学生が参加しました。

内容は、保育園や福祉介護施設を訪問してボランティアを体験したり、ワークショップで理解を深めることで興味、関心を高め、ボランティアのリーダーを育成していくというものでございます。

今後もボランティアに取り組む中学生を高校生につなげるためにこの事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<片桐委員>

私の住んでいる地域、酒田では社会福祉協議会やボランティアセンターとか、いろんな組織が学校とともに密に連絡をとり合いながら、受け入れ体制としていろいろ提示をしているんです。なので、学校現場だけではなくて、地域の住民も含めて、いろんなところと情報交換しながら、高校生、中学生に働きかけると自治会なんかでも一生懸命お声がけしてくださると思うので、そこら辺も考えてくださればと思います。

<廣瀬教育長>

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号「山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の設定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課課長補佐>

高校教育課長が公務出張中でございますので、課長補佐の曾根から御説明申し上げます。

議第1号は、山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の設定についてお諮りするものでございます。

まず、資料について確認させていただきます。1-1からめくっていただきまして、1-4までが山形県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則。1-5はコミュニティ・スクールの概要を載せたものでございます。こちらはカラー刷りでお配りしております「文部科学省のコミュニティ・スクール2016 地域とともにある学校づくりのために」の4ページでもございますので、こちらも御活用いただければと思います。

また、1-6が関係法令であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律、そして1-7と1-8が参考としました文部科学省で示しております学校運営協議会規則の例でございます。

それでは、ここで若干コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度について説明を申し上げさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げました資料の1、もしくはカラー刷りの4ページのほうを御覧いただきたいと存じます。

子どもたちを取り巻く環境、学校の抱える課題が複雑化、困難化しておりまして、教育改革、地方創生等の動きからしても、学校と地域の連携、協働の重要性が指摘されております。学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼んで学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校に転換するための仕組みでございます。

1-6、資料2には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5を載せておりますけれども、これに規定されて教育委員会が学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を置く学校を指定することができることとなっております。

資料1に学校運営協議会の特徴について示させていただいております。

真ん中のところに四角囲みのところがございますが、主に3つの権限を学校運営協議会は有しております。1点目は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること。2点目は、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができるということ。3点目は、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができるということでございます。

このような権限をもって地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合いながら、社会総がかりで子どもたちを育て、学校の課題解決を図ろうとする仕組みともいえるかと思っております。

現在の指定状況でございますが、カラー刷りの資料6ページと7ページに全国の平成28年4月1日現在の指定状況がございます。全国で2,806校が指定されております。うち本県の指定状況でございますが、この数字から、5小中学校が加わりまして、現在、川西町、大石田町、小国町、西川町等の6市町におきまして、小学校が17校、中学校が5校、そして義務教育学校が1校指定されてございます。計23校と本県の指定校数も増えてございます。

一方、高等学校でございますが、全国的にも25校と少ない状況でございます。そこで、本県で学校運営協議会制度を導入するに当たりまして、本県の高等学校の現状に鑑みまして、制定を目指しているところでございます。人口減少が喫緊の課題となっております。入学者数が定員に満たない状況になっている高等学校もございます。学校と地域の両方を活性化させるには地域全体でどのような子どもを育てるか、共通の目標、ビジョンを持って取り組むコミュニティ・スクールの仕組みが必要と考えたところでございます。

平成27年12月に中教審で答申が出ておりまして、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであるというような制度の検討も進められております。これらの国の動きを踏まえまして、高等学校にお

けるコミュニティ・スクールを導入することといたしました。

現在の状況といたしましては、今年度、県立小国高等学校でこの4月のコミュニティ・スクール指定を目指して保護者や小国町の事業者に対するアンケート調査、研修会、国のフォーラムへの参加、先進校の視察等の準備を進めてまいりました。小国高校につきましては、これまでも連携型中高一貫教育や小国町が行っております小中高の一貫教育において既に地域との連携が密になっており、また生徒の多くが小国町の中から通学しているという現状にも合わせまして、県内で最も地域と密着した学校であり、また、小国町が先ほど申し上げましたように、小中学校で既にコミュニティ・スクールに指定されているということなどからしても、本県において最初に導入する学校として最適であると判断したところでございます。この規則をお認めいただければ、4月の教育委員会に小国高等学校のコミュニティ・スクール指定をお諮りする予定で考えてございます。

ただいまその意義や経過について御説明申し上げましたけれども、この規則は資料2の関係法令に基づき、資料3の文科省の規則例も参考に設定するものでございます。

なお、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございますが、現在開催されております国会で審議される予定になっておりまして、法案が改正成立された場合には、4月1日付で施行されることとなります。ただ、小国高等学校をコミュニティ・スクールに指定する手続きは4月1日以前から行われますので、このたびは現在の地教行法に基づいて規則を制定しまして、指定の準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。改正の内容が確定した段階においては、変更点につきまして、おって3月の臨時教育委員会にお諮り申し上げる予定でございます。

以上、コミュニティ・スクールの趣旨を御理解いただきまして、規則の制定につきましてよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<森岡委員>

カラー刷りの15ページにQ&Aが載っておりますけれども、今までの学校評議員制度が一旦なくなって、学校運営協議会というのでしたのでしょうか。それとも並列なんですか。

<高校教育課課長補佐>

学校運営協議会制度を適用する学校においては学校評議員を置かず、それに替えてこの学校運営協議会を置くというふうに考えてございます。

<森岡委員>

お話を伺っていて、すんなり入ってこなかったのが4ページの真ん中の四角囲みの3番目の教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができるというところで、その下の図の説明ですと、一番左下に

教職員人事の決定（学校運営協議会の意見を尊重）とある。人事権の問題に関連して、民間企業の立場で言うと非常にわかりづらいのですが、これはどんなふうに解釈といいますか理解しておけばよろしいでしょうか。

<高校教育課課長補佐>

現在、置かれております全国の例で申し上げますと、学校運営協議会からの任用に関する意見はほとんどが一般的な意見というふうに申しましょうか、例えばこの学校でこういった活動を促進する上でこういった先生が欲しいというような、そういったような一般的な意見として拝聴するというような傾向がほとんどであるようでございます。

したがって、それを参考にさせていただいて都道府県教育委員会において具体的な人事を決定するというような動きになっているのが一般的かと思えます。

<廣瀬教育長>

文部科学省では随分前からこのコミュニティスクールの運用を強く推進しているんですけども、現在法律改正案が今の通常国会に出ています、その中では教育委員会が定める事項について意見を述べることができるというふうになります。今日の案の中ではまだ旧法のままですけれども、法律が変わったんですね。教育委員会が定める事項について意見を述べるというふうになる予定です。つまり限定されるんです。

<武田委員>

なぜそもそもこれが必要なんでしょうか。これがあることによって何がよい効果があるんでしょうか。

<廣瀬教育長>

文部科学省の会議の提言の中でもそこがネックになっているということが明確に書かれておりまして、それに対する改正案であることは事実です。そのあたりについて調べておいてもらえますか。

<高校教育課課長補佐>

はい。

<森岡委員>

非常に複雑怪奇だし、実際に組織としての指示命令系統含めて成り立たないんじゃないかというふうに私はちょっと見えるんですけども。

<廣瀬教育長>

現行法制上、「尊重する」の解釈は示されているんですか。そのとおりするかしないかということは示されているんですか。

<高校教育課課長補佐>

いえ、示されてはございません。

<廣瀬教育長>

解釈例規ないですか。尊重するということについて。調べておいてください。

<森岡委員>

基本的にこの委員になられる方というのは、学校等の関係者がある程度選任しながらの話でしょうから、全く事情をわからない方が委員にな

られるというのは余りないとは思うんですけども。

<廣瀬教育長>

ほかにありますでしょうか。では内容について説明願います。

<高校教育課課長補佐>

はい。1-1を御覧ください。第1条には先ほど申しあげました法令の趣旨を定めております。

第2条の設置に関しましては、県教育委員会、県立学校及び地域住民が参画するという内容を定めております。

第3条の指定でございますが、協議会の設置が適当と認める学校を協議会を設置する学校として教育委員会が指定するという事。また、その指定を受けようとするときには、教育委員会に対して申請をしなければならないという内容。さらには指定の期間を3年にするという事。そして、その指定する期間後再度の指定もすることができるというふうに指定に関して定めております。

第4条には、先ほど申しあげました協議会の承認を得なければならない事項ということで、毎年度基本的な方針を作成して、以下の事項を基本的な方針を示して承認を得るものとするとしております。(1)学校の経営計画、(2)教育計画、(3)組織編成、(4)施設及び設備の管理及び整備に関する事項、(5)その他必要と認める事項としております。

続いて、1-2のほうに移ります。第5条の意見の聴取についてでございますが、協議会は教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ指定学校の校長の意見を聴取をするものとするとしております。

また、その評価及び情報提供については第6条でございますが、毎年度1回以上指定学校の運営状況について評価を行うということでございます。学校関係者評価が既に定められておるわけでございますが、その学校関係者評価と重ねて行うというような考え方でございます。第2項といたしましては、その活動状況について保護者及び地域住民等に対して情報提供に努めるということになります。全国的な例といたしましては、さまざまな広報活動などを行っておられるコミュニティ・スクールの例などもございます。

委員の任命については第7条に定めております。委員数は15人以内といたしまして、第2項のほうに児童・生徒の保護者、地域住民、指定学校の校長、教員及び事務職員、学識経験者、関係機関の職員、その他教育委員会が適当と認めるものという7項目を挙げまして、こういった方々の中から15名以内の委員を任命するとしております。第3項は欠員が生じた場合でございます。また、第4項ですが、これらの委員については非常勤の特別職の地方公務員の身分を有するとしております。

第8条はその任期でございます。任期は1年としますが、再任は妨げないとしております。第2項は途中で前任者の任期を引き継ぐ場合でございます。

第9条は守秘義務についてでございます。

それから、第10条でございますが、先ほど委員の中に指定学校の校

長という例がありました。会長及び副会長は互選により選出するとして、当該指定学校の校長、それから教員及び事務職員は会長及び副会長になることはできないとしてございます。続いて第3項、第4項ですが、会長及び副会長職務副会長の職務を定めてございます。

第11条は会議についてでございますが、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。その他利害関係を有する委員の議決権、会議録について定めております。

会議の公開については第12条に定めてございます。ここに掲げる場合を除き公開とするとしております。

さらに、第13条には指導及び助言についてでございますが、教育委員会がその運営状況を把握した上で、指導及び助言を行うものとするとしてございます。

それから、指定の取り消しということについて第14条に定めてございます。協議会としての活動実態がないと認められる場合や協議会としての合意形成が行えないと認められる場合、その他について指定の取り消しを行うことができるとしてございます。

また、第15条には委員の解任についてでございますが、(1)から(3)について解任に相当するという場合に解任の規定がございまして。

最後に第16条ですが、県教育長がこの規則に定めるもののほかは必要なことを定めるということを補足しております。

以上、県立学校において学校運営協議会を設置するための規則としてご提案申し上げたところであります。よろしく申し上げます。

<廣瀬教育長>

第16条の教育長への委任の部分に関連して、教育長通知の内容を説明願います。

<高校教育課課長補佐>

教育長通知による要綱の内容についてでございますが、指定の申請や委員の任命、毎年度3月末までに活動実施計画を教育委員会に提出する旨の内容、それから基本方針の承認について、指定校の学校長が学校運営協議会に理解を求めながら協議の上、その承認を受けるということについて定めてございます。

また、委員の報酬についてでございますけれども、年額1万円と定めさせていただきたいと思っております。これにつきましては、既に小国町のほうで小中学校のコミュニティ・スクールを先行的に行っておりますが、その際の会議への報酬額が1回当たり2,000円で年5回行っているということをご参考にして、これに合わせた額でございまして。

以上、教育長通知として準備しております内容の要点について御説明いたしました。

<武田委員>

委員は校長の推薦により任命するんですか。

<廣瀬教育長>

基本は校長の推薦です。推薦により教育委員会が任命します。

- <森岡委員> 学校経営計画とか組織編成、予算等、現在は教育委員会で決めているものが協議会でひっくり返って、尊重していただきたいと言われる可能性があるということですよね。
- <廣瀬教育長> 教育委員会で決めているものではなくて、元々校長の権限で作っていた学校経営計画や教育課程等について、地域の皆さんの意見を入れて学校経営をやっていこうという仕組みなんです。
- <森岡委員> それはわかりますけれども、それに対して協議会の意見、さっき申し上げた、「尊重する」の度合い、文言の解釈だとは思いますが、何か非常に不自然な感じがします。
- <森谷副主幹> 逐条解説を見ますと、法律第47条の5の第6項にある「尊重」の解釈ということですが、あくまで任命権者の権限の決定を縛るほどのものではないという言い方をしています、出された意見について実現するよう努力するというような解釈になっているわけです。あくまで最終決定権は任命権者であるということです。
- <廣瀬教育長> 校長あるいは教育委員会全体の人事計画の中では配慮というか努力をするということなんですよね。実際、そういうのが問題になった事例はないんでしょうか。
- <佐藤次長> この3点がやっぱり日本の実情にそぐわない部分があるらしく、ほとんど意見が出ないのが実態です。出たとしても、この先生は動かさないでくださいぐらいです。
- <武田委員> 地域住民で委員になる方というのは学校に対して対立的な意見を言う方よりはアドバイスをいただきたい方とかになるのでしょうか。じゃないと学校の負担が大きいんですよね。
- <廣瀬教育長> 基本的には校長にとって地域の人を借りるというのが主な目的となります。
- <森岡委員> 文科省の意図としてはわかりますけれども、現場の先生方、校長先生方は似たような仕組みがたくさんあって大変だなと思います。
今までの仕組みをある程度省いて、新しくしましょうということなら、思想はわかるし、多少、文言が不適切だなと思うぐらいで我慢できるんですが、今までのものをずっと残しながら、何でこうやって新しいものをつくるのかというのが、非常に疑問に思う。
教育は10年、20年スパンの本当に地道な積み上げですので、それに対して余りにも矢継ぎ早に新しい仕組みが見え隠れして、現場としては非常に戸惑うんじゃないかなという感じがします。
アメリカの一部では、完全にそういったものをやるための事務職員が

配属されているんですよ。そういったものを前提にアメリカなんかはやっているのに、文科省はそういうところを見ないで、今の人員でやれと言っているわけですよ。

<廣瀬教育長>

一応、文科省は財務省に要求はしているんですよ。要求はしているんですけども、予算がつかない。イギリスでは先生方の業務内容を全部精査して、本来先生がやる仕事とそれ以外の仕事を分けて、それ以外の仕事は全部いわゆる学校事務員がすることになったんです。それで一気に、劇的に変わったんですよ。日本はそういう面では先進国の中で取り残されていると思いますね。

<片桐委員>

小国高校がいい例となれば、例えば遊佐高校であるとか、存続を求めているような庄内総合高校であるとか、ああいうところもぜひ指定を受けたいとなる可能性もありますよね。いい例になっていただければすごくうれしいですね。

<廣瀬教育長>

この制度を学校をよくするために地域の皆さんと力を合わせてやっていくというように使ってもらえればいいんだと思うんですね。人事も含めて建設的な意見を述べてもらって。最終的な権限はこちらにあるわけですから、そこは意見として受け止めさせてもらおうと、そういう整理をさせていただいた上で。

<森岡委員>

今は非常に情報が早くさまざまに飛んでいく時代ですので、そういうものにこういったものが絡んできてしまうと、今おっしゃったようにプロセスも何も関係なく、マスコミがこう言った、あそこの校長が悪いという話になってしまいがちですので、何らか、危機管理的な要素はしっかりと考えていく必要があると思いますね。

<廣瀬教育長>

逆に校長先生のリーダーシップというのが一層問われるわけですよ。自分で人をまず推薦して、そして協議会でビジョンを示して意見を聞いて、そしてそれを踏まえて学校経営をしていくということになるんですから。高い見識一層、資質、能力が校長先生には求められる。

<森岡委員>

専任のアシスタントを各学校に配置してもらいたいですね。

<廣瀬教育長>

先生は大変な仕事です、本当に大変な仕事だと思います。

<武田委員>

学校運営協議会の委員は、議案に対して承認とか意見を言うとかだけではなくて、具体的な活動をいろいろ発展させていただきなきゃいけないということになっていくわけですよ。

<佐藤次長>

地域からのいろんな協力や支援を受けやすくなるんですね。住民の方自体が学校運営に携わるということ。

- < 涌井委員 > その活動が見えてこないとやっぱり評価にならないということなんですかね。
- < 佐藤次長 > そうですね。
- < 涌井委員 > 結局、評議会の中にいる方たちも、運営側として関わっていかざるを得ないのかなとなると、評価も自己評価なのか、結局その第三者評価ではなくなるということになる。
- < 廣瀬教育長 > 運営協議会はあくまでも執行者ではなく、言ってみれば議会みたいなものですよね、承認して意見を述べる。あるいは提案する。
- < 涌井委員 > 今までの評価制度というのは、第三者の方が入っていたわけですね。
- < 廣瀬教育長 > これも有識者が入ります。
- < 佐藤次長 > 大体同じですね、メンバー的には。保護者とか地域の方々とか。今やっている学校の多くは学校評議員を延長した形で学校運営協議会にしてというのがほとんどです。
- < 廣瀬教育長 > だから、ちゃんと気持ちを切りかえてもらわないといけない。制度が変わるわけなんで。今までは第三者的な評価でよかったけれども、今度は一緒になって経営案をつくって評価もする。
- < 廣瀬教育長 > いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
- < 各委員 > 異議なし。
- < 廣瀬教育長 > 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。
- < 廣瀬教育長 > 次に、議第2号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の制定について」、総務課長から説明願います。
- < 総務課長 > それでは、第2号の議案について御説明申し上げます。資料2-1をお開き願います。
提案理由は県立学校における学校運営協議会制度導入に伴い規定を整備するためということで、2-2が新旧対照表ですが、説明のほうは2-3になります。
1の改正理由は、ただいまご議決いただきました学校運営協議会制度が県立学校で導入されることに伴う規定の整備ということになります。

改正内容ですけれども、2つございまして、1つが学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しということでございます。学校運営協議会を設置する県立学校の指定及び指定の取り消しについて、教育委員会が指定とか取り消しをするということになっておりますが、これは重要事項というようなことで教育委員会の議決を必要とするというものでございます。それから、もう1つが学校運営協議会委員の任命と解任ということでございますけれども、これについては教育長の専決事項とするという2つの改正内容になっております。

その次の2-4を御覧いただきますと、現行の規則がございまして。第2条が教育長に委任する事務ということになっておりますけれども、この条文に掲げる事務を除きその権限に属する事務を教育長に委任するということになっております。

ここの第29号に県立学校の指定及び指定の取り消しに関するということのを加え、要するに委任できないという形でここで規定するものでございまして、これについては教育委員会の議決が必要となります。

2-5を御覧いただきますと、先ほど、委員の任命と解任ということを申し上げました。ここの第4条が教育長に専決させる事務ということになりまして、ここの第19号に協議会への任命及び解任に関するということのを追加するという内容になってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第3号は議会提案前の案件であり、続く議第4号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号及び議第4号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1037回教育委員会を閉会いたします。